



かたり商法に気をつけましょう

かたり商法は、販売業者が公的機関の職員やその関係者であるかのように思わせて、商品やサービスを契約させる商法です。

置賜管内でも、消火器の点検と言って、各家庭を回って来た業者に、「使用期限が切れている」などと言われ、高額な値段で消火器の購入をさせられたという相談が寄せられています。



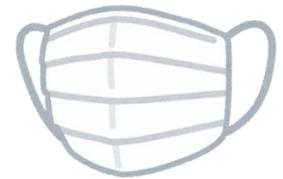
ひとつとアドバイス

- 決してその場では契約しないようにしましょう。
- 訪問販売の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、“クーリング・オフ”が可能です。
- 消火器の廃棄については、お持ちの消火器メーカーにお問い合わせください。

マスクの品薄に便乗した悪質商法・詐欺にご注意！

新型コロナウイルスの感染拡大により、マスクの品薄が続いている状況に便乗して「マスクが購入できる」「マスクが買えるサイトがある」というSNSの書き込みや偽の広告で消費者の関心をひき、不審な通販サイトに誘導する悪質な手口に関する相談が寄せられています。

フィッシングサイトの恐れもあり、氏名や住所、電話番号などの個人情報やクレジットカードの番号を入力すると不正に取得される可能性があります。



ひとつとアドバイス

インターネット通販を利用する際は、SNSの書き込みや広告の内容を鵜呑みにせず、リンク先の通販サイトの住所、電話番号表示や注文手続きに不審な点はないか慎重に確認しましょう。万が一、不審なサイト上でクレジットカード番号を入力してしまった場合は、早急にクレジットカード会社に連絡しましょう。



生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から

「ファクタリング」を装ったヤミ金融業者の新たな手口に注意！

ファクタリングとは、早急に現金を必要としている企業が、自社で持つ売掛債権をファクタリング業者に買い取ってもらい、債権を現金化する仕組みのことです。

最近では、現金を必要とする個人が、将来自分が受け取れる給与を売掛債権と見立てて、現金を提供してもらう

「給与ファクタリング」といった新たな手口で高金利の利息を支払わせるケースが発生しています。

正しい知識を身につけて、被害に遭わないように気をつけましょう。



消費者トラブル
がなくなります
ように

消費生活のトラブルは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

各市町の相談窓口

- ・米沢市消費生活センター 0238(40)0525
- ・川西町住民生活課 0238(42)6616
- ・長井市消費生活センター 0238(87)0682
- ・小国町町民税務課 0238(62)2260
- ・南陽市市民課 0238(40)8255
- ・白鷹町町民課 0238(85)6131
- ・高畠町生活環境課 0238(52)1577
- ・飯豊町住民課 0238(87)0514

県の相談窓口（置賜地域）

- ・置賜消費生活センター 0238(24)0999

消費者ホットライン

い や や
1 8 8

電話番号3桁を押してください
お近くの消費生活センターや消費
生活相談窓口を御案内いたします

7月・8月の消費生活法律相談

7月 9日（木）13：30～15：30

8月 6日（木）13：30～15：30

*弁護士が無料でアドバイス（30分）

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

（置賜総合支庁1階）

電 話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072